

平成13年4月16日広陵町議会
第2回臨時会会議録

平成13年4月16日広陵町議会第2回臨時会は、広陵町議場に招集された。

1 出席議員は、16名で次のとおりである。

1番	山田光春	2番	小原昇
3番	片岡福美	4番	寺前憲一
5番	松野悦子	6番	角谷静作
7番	吉田信弘	8番	中山正
9番	山本登	10番	青木義勝
11番	笹井正隆	12番	坂口友良
13番	山本悦雄	14番	松本政治
15番	吉岡章男	16番	出張光男

2 欠席議員は、なし。

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

町長	林田孝一	助役	奎川一郎
収入役	森藤友次郎	教育長	吉村崇
総務部長	土佐敏行	福祉部長	野村完治
環境部長	山村吉由	ごみ対策室長	和田建三
都市整備部長	竹田健次	水道局長	吉村正勝
教育委員会事務局長	畠山恵俊		

4 本会議の書記は、次のとおりである。

局長	中尾勝
書記	乾善雄 野村克也

議長 ただいまの出席議員は、16名で定足数に達しております。

これより、第2回臨時会を開会いたします。

(A. M. 10:04開会)

議長 これより、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりであります。

日程番号	附議事件
1	会期の決定について
2	会議録署名議員の指名
3 議員提出議案第6号	広陵町議会政務調査費の交付に関する条例の制定について
4 議案第34号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5 議案第35号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6 議案第36号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
7 議案第37号	広陵町総合保健福祉会館施設備品購入（1階什器）に伴う物品 売買契約について
8 議案第38号	広陵町総合保健福祉会館施設備品購入（2階什器）に伴う物品 売買契約について
9 議案第39号	広陵町総合保健福祉会館施設備品購入（3階什器）に伴う物品 売買契約について
10 議案第40号	広陵町総合保健福祉会館施設備品購入（4階什器）に伴う物品 売買契約について
11 議案第41号	広陵町立広陵東小学校給食設備備品購入に伴う物品売買契約に ついて
12 議案第42号	平成13年度広陵町一般会計補正予算（第1号）
13	広陵町選挙管理委員会の委員の選挙
14	広陵町選挙管理委員会の補充員の選挙
15 議案第43号	広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについて
16 議員提出議案第7号	ごみ問題特別委員会設置に関する決議について

議 長 まず日程1番、会期の決定についてを議題とします。

議 長 本臨時会の会期は、過日の議会運営委員会で、本日1日とすることにあらかじめ決定されております。

会期をさよう決定することに、異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定しました。

なお、議案第34号、35号、36号及び43号につきましては委員会の審査を省略して本日議決願いたいと存じますので、よろしく願いいたします。

議 長 次に日程2番、会議録署名議員の指名でございますが、会議規則第110条の規定により、14番松本君、15番吉岡君に指名いたします。

議 長 次に日程3番、議員提出議案第6号広陵町議会政務調査費の交付に関する条例の制定については、山本悦雄君から提出され所定の賛成者がおりますので、これより議題とします。

朗読させます。 局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について提案主旨の説明をお願いします。山本悦雄君！

13番議員 それでは、広陵町議会政務調査費の交付に関する条例の提案説明をさせていただきます。

地方自治法第100条第12項及び第13項の規定に基づき本町議会議員の政務調査研究に資するために必要な経費の一部として議員に対し政務調査費を交付することに関し必要な条項を定めるため、議会運営委員会でこの条例を検討しここに提案したものであります。

それでは、条例の主な点についてご説明いたします。

始めに、通常は条例と規則で成り立っている場合が多いのですが、この条例は、規則を省き条例のみで作られております。次に条例の内容であります。次に条例の内容であります。交付対象は、法では会派及び議員双方であります。第2条で議員のみとし交付額は、第3条で月額2万円とし第6条で当該年度分を一括して請求、交付するものいたしました。第7条は、使途基準を定めたものでありその別表のとおりであります。第8条では、使途を明白にするための収支報告の方法を定めました。第9条では、当該年度の政務調

査費に残のある場合の返還を定めました。情報公開については、第10条第3項で本町情報公開条例の規定を準用することに定めました。以上簡単であります但本案の説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、4番議員！

4番議員 この運用にあたっては、情報公開の中できちっと閲覧できるということと、それから全員協議会の中では領収書やその他添付するという点では議論をして了解をいただいているわけですが、なお、問題になっていたですね費用弁償の基準の部分いわゆる支出、宿泊等についてですね、費用弁償の基準以内で処理するという点については議員の良識に任せるという一方議論もあったわけですが、その辺はやはり議員の使用の基準として明確にですね、意志統一を諮っておいていただきたいと思うわけですが、そういう取り扱いについてどのように考えておられるのか聞いておきたいと思います。

議 長 答えてくれますか。13番議員！

13番議員 さきほど質問者も申されましたとおりにあくまでも議員個人の責任でやっていたということになっております、どうしてもそういうことを申し合わせた方がいいということになりましたら、後日申し合わせ事項として全員協議会等でご審議いただいたら結構かと思えます。以上です。

議 長 他に質疑ございませんか。質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議員提出議案第6号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議員提出議案第6号は原案どおり決議されました。次に日程4番、議案第34号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

朗読させます。局長！

局 長 朗読

議 長 本案について説明願います。町長！

町 長 議案説明をさせていただきます。

議案第34号人権擁護委員の推薦につきましてご説明させていただきます。今回提案させていただきます、竹田千賀子氏は、昭和12年1月28日生で民生児童委員を5期15年の長きに渡って地域住民福祉の増進に努められました。

その間、広陵町民生児童委員協議会の女性部長や北葛城郡民生児童委員協議会の副会長を歴任されました。竹田千賀子氏は、人格識見が高く広く地域の実情に通じ人権擁護に理解があり委員として適任者でございます。

任期は3年となっておりますが、必ずや人権思想の普及高揚に努められ、また、地域住民の皆様方の気軽な相談相手になっていただき適切な御指導をいただけると確信いたしますので、どうかよろしくご同意賜りますようお願いをいたしまして提案説明とさせていただきます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、5番議員！

5番議員 一つはですね、全体の校区ごとの配置の実態どうなっているのかということと、それから色々な形の相談が住民の方から人権擁護委員さんの方に寄せられることになる訳なんですけども、どのような相談がどのような件数といたしますか、実態の方をかいつまんでお聞かせいただきたいと思います。

議長 福祉部長！

福祉部長 まず、校区の実態でございます。真美の方ではお一人でございます。それからみささぎ台の方でお一人それから西校区では2名、東校区で1名、北校区で1名とこういようなことでございます。合計6名でございます。

それから相談の内容といたしますか、内容なんですけれどもいろんな問題がありますし、おっしゃるようにこの人権の問題もございますしまたそういう心配ごとのような問題もありますし、また、こういう不景気の時でもございますし会社等のことについてどうなのかというようなところとか、いろんな人権に関わる以外の個人さんの件等についても、いろいろとご相談をいただいているようです。

ただ、ご質問いただいております内容につきましては、ちょっと今手許にたとえばこういう内容が何件だと、こういう内容が何件だということは、持っておりませんけれども総務委員会でもご報告させていただきたいとかように思います。

議長 他に質疑ありませんか。4番議員！

4番議員 まあこれは相対的な話なんですけれども、当然人権擁護委員の任命についてはですね、納税とその他についてもきちんと処理された方法でやっておられるのは当然だと

思うんですけどもそういうところについては何ら心配ないというように認識しておいていいわけですね。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 委員さんの任命につきましては、おっしゃるように当然その任命といいますか任命よりも欠格事項の方ですね、こういう方については該当しませんよということがございまして、その辺は充分調査をいたしまして提案させていただいてるとこういうことでご認識いただけたら結構かと思えます。

議 長 他に質疑ありませんか。質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(討論なしの声)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。議案第34号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第34号は原案どおり同意されました。

次に日程5番、議案第35号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。朗読させます。

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。町長！

町 長 提案説明をさせていただきます。議案第35号人権擁護委員推薦意見について、この度、5月31日をもって任期満了となります人権擁護委員西川満喜代氏を再度推薦いたしたく存じますので、ご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

西川満喜代氏は、昭和21年2月10日生で地域住民の人権擁護の増進のため人権擁護委員を4期12年に渡って務められ奈良県人権擁護委員協議会の理事、葛城人権擁護委員協議会第3部部会の部会長を歴任され、また、政治倫理審査会委員、民生委員推薦会委員、社会福祉協議会理事、心配ごと相談員としても活躍を願っております。人格、識見に優れ広く社会の実状に通じ人権擁護について理解と熱意があり、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦のお願いをいたしまして提案説明とさせていただきます。終わります。

議 長 これより本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。議案第35号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第35号は原案どおり同意されました。

次に日程6番、議案第36号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。朗読させます。局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。町長！

町 長 提案説明、議案第36号人権擁護委員推薦意見について、この度5月31日をもって任期満了となります人権擁護委員の竹嶋義昭氏を再度推薦いたしたく存じますのでご意見を賜りますようお願いを申し上げます。

竹嶋義昭氏は、昭和11年7月17日生で地域住民の人権擁護の増進のため人権擁護委員を2期6年に渡って務められました。また、心配ごと相談員としてもご活躍をされ人格、識見に優れ人権思想に普及、高揚を図るとともに人権侵害が起こらないよう監視し人権擁護に全力を注いでいただいております。そのため真に地域住民の人権擁護活動に献身的に取り組んでいただける方であり、人権擁護委員として適任者でありますので、ここに推薦をお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。以上。

議 長 これより本案について、質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決いたします。議案第36号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第36号は原案どおり同意されました。しばらく休憩します。

(A. M 10 : 25 休憩)

(A. M10 : 37再開)

議長 休憩を閉じ、再開します。

次に日程7番、議案第37号広陵町総合保健福祉会館設備品購入(1階什器)に伴う物品売買契約についてを議題とします。朗読させます。局長!

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。福祉部長!

福祉部長 それではご説明を申し上げます。議案第37号でございます。ご承知いただいておりますように今年の6月1日オープンの総合保健福祉会館愛称さわやかホールに設備します備品につきまして、各階ごとに指名競争入札とするため業者選定を実施いたしましたわけでございます。

業者選定の方法といたしましては、町内に指名登録をしていること備品と家具の両方を取り扱っている業者であること、それから町内業者全員8社ですねそれから近隣の実績ある町外業者3社を組み合わせいたしまして、競争性の向上を図ったということでございます。それから入札の予定価格につきましては、近隣町の実態を調査をいたしますとともに備品に対します掛け率を参考に設定をさせていただきました。現場説明は4月の2日でございます。入札は同じく4月12日ということでございます。

また、指名業者及びそれぞれの業者の入札価格につきましては、消費税抜きの価格となっておりますお手元の方へ資料として配付をしていただいているところでございます。なお、落札されました率でございますけれども、1階から4階まで設計価格ですねすなわち定価になりますけれども、その約40%弱ということになってございます。

以上の結果、この議案第37号につきましては、最低入札価格税込の12,306,000円ということで奈良OAシステム株式会社が落札をいたしております。どうぞよろしくご審議の方お願い申し上げます。以上でございます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、11番議員!

11番議員 少しお尋ねしたいと思います。1階ということでレストランの方の備品または厨房関係は入っておるのかということと、入ってなかったらこんどはレストランに入る入居の方が全部そういう関係を持ち込みされるのか、サンワークでありましたように予算だけ出して向こうの方で工事したとかいう関係ありましたらので、その点についてお聞きしたいと思います。

議 長 福祉部長！

福祉部長 厨房関係につきましては、当初業者の方が入っていただく時にそれについてはすべて業者の方の負担ですよということとさせていただきますので、その辺は業者の方も十分ご認識をいただいておりますので、ご理解をいただいたら結構かと思えます。以上。

議 長 続いて11番議員！

11番議員 そしたら備品というのはいないんですね。その部屋には。レストラン関係の部屋には備品ということはないわけですね。

議 長 他に質疑ありませんか。4番議員！

4番議員 さきほど予定価格定価の40%弱というような意味合いで言われたのか。落札が40%弱と言われたのか、ちょっと不明だったので。再度一つは、予定価格の設定の仕方はどのような形で決められたのか。また、この備品のいわゆる仕様書についてですね、コクヨあるいは、また、その会社等の指定をされたのか、どのような内容になったのかというところを二つ目に聞いておきたいと思えます。それから三つ目には、この入札のやり方についてですね。やはり、入札の状況を把握する必要があるというように思んですが。今見ているとですね、かなりのばらつきのある金額になっていると思うんですが、こういう他町村でのいわゆる家具類の落札状況というのはいかなるようになっているのかですね、それについて調査したということですので、報告をいただいてこの中味について議論したいと思えます。

議 長 はい福祉部長！

福祉部長 始めの約40%と申しあげましたのは、定価の約40%弱とこういうことで申しあげたわけで、予定価格はそれは申しあげられませんので、それから予定価格の決め方ということでございます。メーカーにつきましては、4社で一応させていただきます。業者名につきましては、コクヨ、ライオン、チトセ、ウチダの4メーカーでございます。入札の予定価格ということとございますけれども今回資料として出さしていただいている中でばらつきがあるんじゃないかということで他町村の状況はどうだということとございます、そこまで私の方も聞いておりません、ただ、いろんな入札につきましても、やはりそれなりにそれぞれの業者さんが十分検討されてそれで入れられた入札額でございますので、私の方でそれはどうのこうのということとはできかねますので、よろしくその辺はお願いいたします。

議 長 4 番議員！

4 番議員 こういう家具類の会社の場合ですね、公共団体に納める場合の価格というのは別途いわゆる卸の場合には設定されているんです。通常定価というと定価とそれから卸価格というのは、6割前後メーカーによって違うわけですけども、そういうところを認識した上で予定価格というのを設定されたのかですね。この家具類の競争というのは、非常に定価よりも安く入るのが業界の通常の中味です。そういうことを前提にした予定価格を設定するというのであれば研究相当しなければならないというように思うんですけども、そういうようなところについての研究されたのかですね、終わってからについてはですね、やはり、予定価格を毎回家具についてはこれだけというんじゃないくてその状況を踏まえてかなり動かせる内容だと思うんです、というのはたとえば研究すればこれこそ民間での状況は把握し易いというように思うんです。

土木その他とは違って品物が決まれば通常売られている価格というのは、いわゆるわかるわけですから、そういうふうな形での予定価格というのを設定しているのであれば、予定価格の公表というのはあってもしかるべきではないかと実際に民間で競争している部分と品物が一緒ですから明確な比較ができるわけですから、そういう研究を担当部局が踏まえて設定するというのであればですね、なんら業者との関係で不都合は生じないのではないかと思います。

価格における市場調査とそのような状況について把握されている中味それからメーカー4社というようにおっしゃったんですけども、これは仕様については最後は1社の内容を仕様書として定めてなければできないわけなんです、たとえばこの1階の場合2階の場合、3階、4階の場合どこの業者メーカーの仕様書を使ったのか、というところを全般として教えていただきたい。

それと定価の40%弱ということなんですがこの把握されている定価の価格、明確な価格を報告していただきたい。以上。

議 長 福祉部長！

福祉部長 まず、一点目の官庁等への入札については当然別の考え方で、その価格が安いのではないかということをおっしゃっていただいております。それにつきましても私の方は事前に調査はして予定価格のあれを入れております。それからどのメーカーかいうことで標準は何で出されたのかということでございますが、一応コクヨということで、また、ライオンもござますけれども出さしていただいております。

それから予定価格の決定ということで、おっしゃって先ほどもいただいておりますけども当然私の方も物品等の競争入札の取り扱いというところで決めてございます。予算とかカタログ価格等によります積算及び見積徴収、その他の購入価格ですね設計価格決定いたしまして、それを上限といたしまして契約の目的となる物件等の企画及び仕様書に基づきまして取引の実例価格あるいは受給の状況履行の難易度と数量の問題等等勘案いたしまして、予定価格というものを設定をさせていただいているというところでございます。

それから予定価格を公表できないのかというところでございます。町の規定では予定価格は公表はいたしておりません。物品等の場合につきましては、ご承知いただいておりますように定価はカタログ見積等で調査は可能でございます。それから流通価格につきましても品種等が多種多様でございます。そういう関係もございまして実勢調査は非常に難しい状態ではございます。予定価格を事前に公表するということになりますと、入札時の競争性の低下を招きかねませんので、周辺の言いましたように市町村の物品等の予定価格を事前に公表しているところは、近隣市町村でも聞いてはおりません。そういうところで公表はいたしておりませんので、ご理解をお願い申し上げます。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に日程 8 番議案第 3 8 号広陵町総合保健福祉会館施設備品購入（2 階什器）に伴う物品売買契約についてを議題とします。朗読させます。局長！

局 長 朗読。

議 長 本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 それでは 5 ページでございます。2 階の部分でございます。先ほどの議案第 3 7 号と提案理由は同様でございますので、ご了解をお願い申し上げます。

なお、最低入札価格は税込で書いておりますように、4, 5 1 2, 9 0 0 円で株式会社家具の和陽が落札をいたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上です。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。はい、11番議員！

11番議員 この入札の件でございますが、指名選定委員に聞きたいと思いますが、約2割の入札辞退、欠席があったようにこれ伺っております、ここに書類出ております。このことについて、指名選定委員会の方ではどのように認識されておられるのか。

また、今後この件について、どのような見解を持っておられるのかお聞きしたいと思っております。

福祉部長 11社の中で2名の方が入札を辞退されておるということでございます。これにつきましては、業者の方がそれぞれやはりそれなりの見積等をされて今回のこの場合については、それなりの判断をされて辞退なりまた欠席ということになったと、こういうふうにご考えておるところでございます。それで今後の件でございますけれども、それにつきましては今後の入札についてはこの2業者さんについてはなんら指名停止するとかそういうことはございません。以上でございます。(11番議員「選定委員長の方どう考えてやんのか。」)

議長 総務部長！

総務部長 この物品の購入につきましては、指名選定委員会は開いておりません。担当部署でやっております。

議長 はい、11番議員！

11番議員 今は特別な場合、選定委員会もなかったようにお伺いしましたが、今まで過去選定委員会の場合やったら、2社も一度に欠席ということはなかったように思います。その件についてもう一度ご答弁願いたいと思っております。

議長 総務部長！

総務部長 物品の購入につきましても、平成13年度、今年度でございますが、これから一応工事請負と同じように監理課で総括して入札をしていこうということで統一を図りたいというふうにご考えてます。先ほど福祉部長からありましたように欠席である、あるいは入札辞退であることについて、それぞれの理由があったわけでございますがこれについてのペナルティを課すということは考えておりません。

議長 他に質疑ありませんか。3番議員！

3番議員 さきほど1階から4階まで全体を通して定価の40%といわれたのか、この2階の什器だけのことなのか、はっきりわかりかねたんですけどもう一度お伺いしたいと思

います。それと全体的に色々たくさんの備品がでてきてるわけですが、この中で特にすべてのことが全部が全部それだけのことだということではないだろうと、色々上限があるだろうなあというふうに思うわけですが、先ほど定価が仕様の色々違うこともあるし市場的なこともあるので、定価というのが言えないんだというふうに言われてたわけですが、一応コクヨということで標準仕様がコクヨの基準ということにされているんだとしたらそのコクヨの基準の定価というのがでてきているだろうと思いますので、そこの定価の方を教えてくださいなあとと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 一点目の40%は何階なのかとこういうことでございますが。1階から4階まで通してのことでございますので、ご理解をいただけたらと思います。1階も2階も3階も4階も40%弱で入っておりますとこういうことでございます。

それから定価の件でございますけれども、先ほどもご説明を申し上げたと思いますが町の規定で予定価格は公表はできないということになってございますのでその辺はよろしくお願いを申し上げたいとかように思います。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 それでは一応今、定価というのがメーカーのカタログに載っている金額というふうに理解をしたらいいのかなあと思うのですが、それと官庁に入荷する時の金額というのはまた違うだろうと思うんですが一般店頭価格というのがありますよね、いろんなところに対しまして定価とは別にきちっと標示をされている、その業者さんの方が標示をされている価格とかありますが、それとの差というのはどれぐらいになってたのかというのをお調べになっておられるのかどうか、お調べになっておられたらその価格をお知らせいただきたいと思います。

議 長 はい、福祉部長！

福祉部長 まず一点目の金額定価ということでございますが、カタログから拾い出しております。それから二点目の定価と店頭価格は当然おっしゃるようになりますね、先ほど寺前議員さんからもご質問ございましたように実際入れられる金額はそれよりはるかに低いことはご承知いただいていると思います。どれぐらい低いかは先ほどの寺前議員さんのご質問にお答えいたしましたように官庁関係については、通常入れられるよりもどれぐらいかは別にいたしまして低うございますので、その辺のところも十分調査もさせていただいて予定価格なりを設定させていただいていると、こういうことでご理

解いただけたら結構かと思います。

議長 他に質疑ありませんか。4番議員！

4番議員 一つは13年度からは監理課でやるというようにおっしゃってるんですけど、今回は例外だと、（総務部長「実際は14年度から。」）ああ14年度からということ、この内容というのは非常に重要だと思うんです。要は物品についても入札の透明性を図るという意味から言うのですね、やはり監理課でやっていくというのは緊急に必要だというように思います。それから、そういう点では14年度を待つというのではなくですねやはり解決できる部分というのは、すぐにやるべきだと思うんですが、その点どのように考えるのか。もう一つは、私は予定価格の入れ方の問題についてやはり聞いているんですね。だから、要は予定価格というのは、たとえば土木とか建築の場合には設計価格を積み上げてきて、その状況を把握しやすい。ただし、実勢価格についてはわかりにくいというのは一側面としてあろうと思います。しかし、この家具その他についてはですね、いわゆる価格が定価として明確になっている場合ですね、把握しやすいんですね、これはたとえば簡単な話いわゆる量販店でこの価格で入る場合どうなのかと、というような場合もできます。私、逆に言えば問屋の機能の部分というのは、よく知っていますんでそういう点で言えば、たとえば電気でも家具でもですね要はたとえば定番品番AAAとなっている場合に公共向けにはついてはAAA' なになにというような形でそのほとんどかわらないけれども変えているんです。これが公共用にはメーカー自身が別の価格設定をしたものとして持っているということも事実あります。こういうような状況を踏まえてですね市場価格等を私はやっぱり調べることができると思うんです、でないと予定価格を公表しないというのは逆に予定価格が不安定な状況で入れているのかということになるわけなんですからそういう点で自信をもって競争の中で明確になっている部分というのはやっぱり予定価格というのは入れているわけですからそれについての公表というのはなんら差し支えないと思うんですが。今後の問題としてどのような考えを持って対応されるのかというのを聞いておきたい。

それからもう一つは、コクヨでおっしゃったんです、仕様をコクヨにされたとするコクヨの場合には、いわゆる総代理店がカギオカになっているんですねこういう関係でいうと、当然カギオカの場合の内容というのは他よりも有利な状況が生まれるというのは、認識しやすいと思うんですが、そういう中でなおカギオカを指名

をしたという点では地元業者との関係でどのような認識を持ってこの業者を指名したのかと、これ流通関係の側面からみた場合です。どういように考えておられたのかという点をお聞きしておきたいと思います。

議 長 助役！

助 役 私の方から総括的にお答えいたしたいと思います。非常にまあ問題はやっぱり予定価格にあるというふうに質問の趣旨といたしましてはあると思うんですけども、この備品とかこういう什器につきましては民間であるとか官庁であるとかいうよりも、いわゆる数量によって大きく変わると我々で買う場合でも一つの品二つの品とか十までの品を買う場合はかなりやはりそういう特値というものは出てこないですから、ある程度の値段で買っているわけです。それは、実際の定価よりははるかに安いですが、ある程度の値段はでているわけです。

したがいまして、今のように大量発注ということになりましたら、かなり生産数量も大きくなりますから安くなるとこのように私自体は認識しているわけです。したがいまして、予定価格を決めるというのは非常に難しいわけでごさいます、そこまでちょっと我々の方で確実に調べるというのは大変至難な技であるとしたがいまして、公表ということは今のところ考えておらないというふうにまあ申し上げておきます。それから、メーカーから一次卸二次卸ということで小売店に渡ってくるわけでごさいます、その辺のところは、十分これから注意していきたいとかように思うわけでごさいますので、この辺でご理解をいただけたらとかように思うわけでごさいます。今、現在研究中でごさいます。監理課で集中してできるという体制をやはり作らねばならないと思っているところでごさいますので、議員さんおっしゃるようであれば早い機会に対応いたしたいと思っておるわけでごさいます。

議 長 他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に日程 9 番議案第 39 号広陵町総合保健福祉会館設備品購入（3 階什器）に伴う物品売買契約についてを議題とします。朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 6ページの3階でございます。先ほどの2議案と同様提案理由につきましては、同じでございますので、ご理解を賜りたいと思います。なお、そこにも書いておりますように最低入札価格は税込みで4,389,000円ということで、インテリア塚本家具店が落札をいたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上です。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に日程10番議案第40号広陵町総合保健福祉会館施設備品購入(4階什器)に伴う物品売買契約についてを議題とします。朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。福祉部長！

福祉部長 最後の4階でございます。これにつきましても、先ほどの3議案の提案理由と同様でございますので、ご理解を賜りたいかように思います。なお、最低入札価格は税込で、8,179,500円で有限会社テクノミストが落札をいたしております。どうぞよろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。

次に日程11番議案第41号広陵町立広陵東小学校給食設備備品購入に伴う物品売買契約についてを議題とします。朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 議案第41号広陵町立広陵東小学校給食設備備品購入に伴う物品売買契約について、ご説明申し上げます。議案書の8ページをご覧くださいと存じます。

現在改築中の広陵東小学校の給食室154.8平方メートルに設備する備品の購入について、指名競争入札とするため、業者選定を実施いたしました。業者選定の基準として広陵町に指名登録をしていること、学校給食備品等の購入に際して見積書を徴収し納品等の実績があること。現在までの学校給食運営上において、施設設備の故障等のトラブルに即座に対応し緊急処置の実績があることを考慮し業者選定を行いました。指名業者については、古山厨房、三和厨房株式会社、株式会社中西製作所、大阪厨房設備株式会社の4社でございます。

入札価格につきましては、備品に対する掛け率を参考に設定いたしました。4月2日現場説明を行い4月11日入札を実施いたしました。それぞれの業者の入札結果については、議会資料のとおりでございます。入札価格につきましては消費税抜きの価格でございます。その結果最低入札価格10,450,000円で株式会社中西製作所が落札しております。落札価格は定価の約60%弱でございます。契約につきましては、税込で10,972,500円でございます。どうぞよろしくお願いたします。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。10番議員！

10番議員 この給食用の設備の備品ですが、これは全部これ今現在東小学校で使っておられる設備もすべて破棄して新しく全部やり替えか、それとも今現在の使用に耐えるものは使っていくというのかどちらか、お聞きしたいと思います。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 すべてとは申し上げかねますが、だいたいほとんど今までは簡単に申し上げれば、床へ流れたらそれを水で流し落として洗うということですが、東小学校の給食につきましては現在いろんなことを考えて、ドライ方式といたしましうか下を汚さないという工程でございますので、その主な備品につきましてはほとんど入れ替えるというのが、基本的な考え方でございます。

議長 他に質疑ありませんか。3番議員！

3番議員 今度のこの備品なんですけれども、内容的には食器関係はこの中に含まれてない、またそれは新しくされることになっているのかどうか。そのこともお聞きしたいと思います。

それとその仕様の使い勝手、実際に給食をしてくださる作業してくださる給食の方

々に使い勝手が非常に問題だと思うんですけども、仕様はどのような形でどのような意見に基づいてお決めになったのか、そののところをお聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 食器につきましては現在使っている食器を使っていただく、一年ほど前に入れ替えておりますので、食器についてはそのようにやっていきたいと思っております。それから方式が変わって使い勝手にどのような給食調理員の方々と協議しているか、ということでございますが。それは給食等の委員会や給食調理員さんの研修会等で東小学校についてはこういう方式でこれからやっていきますとお話しはしているところでございます。以上です。

議 長 3番議員！

3番議員 今のお話しでしたら一応説明をしたという形のことで意見を聞くとか話し合いをしたということにはなっていないのかと思うんですけども、そのところをもう一度お聞かせ願いたいと思います。

議 長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 表現の問題でございますので我々としては協議しいろんな説明もさせていただいていると、また、給食調理員さんとしてもその機材器具が入って使用してこそ実感としてわかりますので、現在こういうふうな形でということでお話しを申し上げていることで大変ですねという感想はお聞きいたしております。以上です。

議 長 他に質疑ありませんか。4番議員！

4番議員 こういう現場での使う器具というのはですね、やはり現場の方が視察に行ったりそういう中で決めていくということが必要だと思うんですけども。民間の場合でしたら現場で機種等でも決めていくぐらいの状況です。こういうような形で決定していくというものの作業は欠かせない問題だと思うんですけども、そういう認識が少し不足しているんじゃないかと思うんですけども、その点どのようにお考えなのか。もう一つはこの仕様書をそれによって作っていく場合に会社の一つ一つについてやはり会社によって違う場合があるんですね、現場の声を聞いていくとすればですよ、これはこの会社の方がいいんだと、これはここの方がいいんだというようなことがあるんですけども、これは一定の会社のカタログを使って決めておられるのかそういう場合の予定価格の設定の仕方というのは、実際先ほどと同じなんですけれども市場価格というのを把握して自信をもってですね決める必要があると思うんですけども、そういう作業とい

うのはされたのか。その点をお聞きしたいと思います。

教育委員会事務局長 ここ数年来の給食調理員さんの研修内容までは私も把握はいたしておりませんが、私が知っている限りでは、そういうお話しは色々させていただいたというところがございます。それから仕様書については会社によって違う云々ということで、これも現場の声を聞いて色々取り入れるというところがございますが、幅や奥行きや高さや材質たとえばステンレスとか材質を指定しての仕様書でございまして、メーカーはどこメーカーということは固定はさせておりません。また、予定価格というこでおっしゃっていただいておりますが、これも自信をもって決めたものでございます。終わります。

議長 4番議員！

4番議員 仕様書のことでわからなくなるんですけども、材質指定ということらしいですけども要はカタログ等でそのものを決めるんじゃないですか。普通はカタログ等でものを決めてこれはこれこれはこれというようにして決めるはずなんです。その点意味不明なんで聞いておきたいと思います。

議長 教育委員会事務局長！

教育委員会事務局長 設計に基づいて決めるとのご認識でお願いいたしたいと思います。

議長 他に質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。次に日程12番議案第42号平成13年度広陵町一般会計補正予算(第1号)を議題とします。朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。総務部長！

総務部長 今回補正をお願いします議案については、先ほど議員提出議案の中で決議いただきました、広陵町議会政務調査費の交付に関する条例に基づきます議員の方々の活動に必要な経費を補正させていただくということで、月額20,000円の16名分の1年間の経費として3,840,000円を補正させていただくものでございます。よ

ろしくお願い申し上げます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

議長 質疑がないようですので、質疑はこれにて打ち切ります。お諮りします。本案を総務文教委員会に付託いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 ご異議なしと認めます。よって本案は総務文教委員会に付託することに決しました。しばらく休憩いたします。

(A. M. 11 : 29 休憩)

(P. M. 2 : 23 再開)

議長 休憩を閉じ、再開します。

先ほど総務文教委員会に付託いたしました議案について審査が終わりましたので、議題に入ります。それでは議案第37号、38号、39号、40号、41号及び42号を議題といたします。本案について総務文教委員長から委員会の審査の結果について報告願うことにいたします。

総務文教委員長 笹井君！

笹井委員長 総務文教委員会の審査の結果を報告いたします。

本委員会は、先の本会議において付託されました6議案につきまして、さきほど委員会を開き、慎重に審査いたしましたので、その結果をご報告いたします。

まず初めに、議案第37号、広陵町総合保健福祉会館施設備品購入（1階什器）に伴う物品売買契約について、及び議案第38号（2階）、議案第39号（3階）、議案第40号（4階）の4議案につきましては、一括審議いたしましたので、ご報告いたします。

今回の入札は、町内業者8社、町外業者3社計11社を指名した。なお、この選定にあたっては、町登録業者から選び町内業者育成を配慮のうえ、競争性の高い選定を心がけたものである。1階、3階、4階の仕様については、コクヨを基準とし他3社は同等品とし、2階については、ライオンを基準とし他3社は同等品とした。入札金額のばらつきについては、町内業者の競争原理が働いた結果と、説明を伺い、また、予定価格の公表については、物品購入等に係る事務執行要領で非公開となっており、今後公開の是非については、協議検討し慎重に決していきたいとの考えを伺いましたが、予定価格を公表していないこと、また、業者選定に問題等があるとの反対意見が

あり、採決の結果賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

次に議案第41号、広陵町立広陵東小学校給食設備備品購入に伴う物品売買契約については、業者の選定は、町に業者登録し、学校給食備品等の納品の実績があり、また施設設備の故障等のトラブルに即座に対応し、緊急処理の実績がある4業者を選定したことを伺いました。また、仕様については、衛生上の問題からドライシステムを採用したこと、過去に西小学校及び北小学校で納入の実績があり、東小学校で使いやすいものとなるよう検討した、との考えを伺いましたが、予定価格を公表していないこと、職員などの意見徴収が不十分との反対意見があり、採決の結果賛成多数で原案どおり可決すべきものと決しました。

最後に議案第42号、平成13年度広陵町一般会計補正予算（第1号）については、何ら異議なく、原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、簡単ではありますが、総務文教委員会の審査結果報告といたします。

議長 ありがとうございます。ただ今の委員長報告に対し各議案ごとに審議いたします。

まず、議案第37号についてを議題といたします。先ほどの委員長報告に対しまして、質疑に入ります。質疑ありませんか。

（なしの声あり）

議長 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。討論に入ります。討論ありませんか。5番議員！

5番議員 反対の立場で討論をいたします。まず、予定価格につきましては、メーカーへの調査あるいは実勢価格の調査等で予定価格を決めていくことは、確信をもって予定価格決めることできるわけですしそういう調査に基づいて自信をもって予定価格を公表していくことは、当然必要でございますが、この予定価格について公表されていないという点が反対の第一点です。

それから業者の選定なんですけれども町内業者の育成ということも大きな課題なんです、それも踏まえながら競争性の高い業者の選定ということなんですけれども、この実態を見ますと町内業者はほとんど落札価格に近いところでそろっているわけですが、町外の今回参入された業者の中ではこの37号議案についてもかなり高いレベルで入札をされているという状況がありまして、その目的が達成されていると言えるのかどうか大変疑問のところでありまして、それから一次卸二次卸の業者それぞれ業者のレベル違うところこのような形でミックスして指名されるということについては、や

はり大きな問題がはらむわけです。落札した業者がまたこの中のある業者の方を通じて購入することも可能性として否定しえない状況が委員会でも確認されまして、このようなやり方であれば、本当に今後も大きな問題を残すのでこの業者の選定についても反対をしたいと思います。この37号議案については以上の点で反対といたします。

議長 他に討論ありませんか。10番議員！

10番議員 賛成の立場で討論をさせていただきます。私は業者選定の流れの中で松野議員は色々指摘はされております。私は結果として町内業者が非常なる努力もされた中でこの施設に合致したあらゆる面でのいわゆる調査した中において、一番適正なものでありそれが町内業者の方の企業努力も含めて落札されてこれがいわゆる安価でいいものが適正なものであれば、私は業者の中でのどうのこうのとかいうこと自体、そういうことにまつわること自体がおかしいのではないかとこう思うわけで結果として、私はこういう議案を見せてもらいその結果としてどうだったかということ判断させていただいた結果、私自身はこのような形で地元業者が企業努力のうえ落札されそしてこの施設にマッチしていると思われることについては、私は賛成といたします。

議長 他に討論ありませんか。4番議員！

4番議員 業者間の問題は関係ない、結局落札価格については適正であればいいんだというようなことですが、結局町が予定価格をどこに選定するのかという点は市場価格を正確に把握する、できるだけ正確に把握することからでないといけないわけです。建設業や土木業などについては、設計価格が一つの目安基準になるというのは従前どおりです。なお、その設計価格の中にある積算見積の根拠等については、高いというように言われているそれが問題になっているわけですから現実にこの物品についてはですね予定価格入れるかどうか、予定価格の金額をどうするのかというのは、町の執行者の真剣な実際の実態把握が欠かせない問題です。そういう点で落札が定価よりも安いからそれでいいんだと言うようなことにはならない、予定価格をいかに入れたのかという問題が問われるわけですが、今回予定価格については公表しないということになっているわけです。これは当初からわかっているわけですからこの予定価格をどうするのかというのは、前もって議論をし改善すべき問題であったというように思います。そういう点を抜きにして賛成討論というわけにはまいらないと思います。

それからもう一つは業者間の問題であります。私はこの物品納入については流通経路いわゆる小売業が中心の実態のある業界にあっては広陵町の業者を入れていく、こ

これは当然のことだと思います。そして、それをいかに適切に競争をしていただくのかという問題が残るわけです。こういう中での作業を前提としてですね町外3社を入れたということですが町外3社は、全く自由な競争に機能していないなぜしていないのかということの方がそもそも大問題であります。こういうところの問題は逆に落札に至る経過経緯が不透明なものを感じざるおえないわけですから、業者間の問題というのは土木、建築でも述べたように町が一体実態としてどのような経過で入札をしているのかとここにまで責任を負わなければですね、形さえ整えばそれでいいんだということには決してならないわけであります。

私は土木の時にも指摘したように町内の業者が率先して町の仕事を取っていくことについては、たゆまぬ努力を町自身もすることについてはいささかの疑問もありません。一方その業者間の競争が適正な価格に乗って結果落札されるような運営の持ち方は町の責任であります。指名したから後は業者間の問題だという形で終わっているのであれば、魂を入れずということになりますのでこの点については今後とも検討をもって重ねていく必要があるというように思いますので、青木議員が業者間の問題についてはあまり関係ないんだということは、この事実から言って問題が多いというように思いますので、その賛成論には賛成しかねます。以上です。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切ります。本案について反対者がおりますので、起立により採決いたします。議案第37号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって議案第37号は原案どおり可決されました。

議 長 次に、議案第38号についてを議題といたします。先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。5番議員！

5番議員 先ほどの37号議案に加えましてですねこの38号議案は特に問題点が浮き彫りになっているところであります。これは落札価格が4,298,000円に対して最高で入札された価格が11,046,600円という大変かけ離れた実態があったわけ

です。これにつきましては、やはり今までの説明から見ますと大体定価の40%弱ということでしたが、逆算しますと11,046,600円を出した大気堂は、定価ぎりぎりのところで入札をしたということが明らかになるわけであります。そうしますと予定価格は大体60から80までぐらいの幅であろうということ、議運の中でお聞きしていたわけですが結局予定価格を大幅に上回って落札をしたということになります。これは助役もお認めになっているところです。

そして、このような業者に対しては、やはり厳しく指導しなければいけないということは当然であります。この指摘に対しても助役は今すぐペナルティをどうのこうのと言えないので検討をすると言うことでことでしたが、是非ですね入札の問題があちこちで大きな問題になっている中でこのような怠慢な業者と申しますか、本当に真剣に入札に参加しているとは到底思えないような業者に対して厳しく指導をしましたあまりにもひどい場合にペナルティを科していくのは当然であることと申します。その点について今後の助役の対応について注目をしていきたいというふうに思います。このような問題点がありながらですね、議会の中で可決していくのは大変これも議員の責任が大きいと言わざるをえません。吉岡議員もこの問題については、大変金額の格差が大きいということを委員会の中でも指摘をされていたわけなんです、もし、この入札を否決をすればですね、さらに入札のやり直し厳しい適正な環境のもとでの入札のやり直しが行われるわけですから、これは当然ですねこれだけはっきりとした問題があれば、議員の責任としても否決をして入札のやり直しに持っていくのが当然の対応かと思いますが、そういう点につきましては議員の皆さんも問題点皆さん認識されているわけですから適正な判断をしていただきますようお願いをしまして反対といたします。

議 長 他に討論ありませんか。15番議員！

15番議員 反対者がありますので賛成の立場で討論いたします。松野さんもおっしゃいましたけれども、金額の格差は確かにあるそれも委員会でも報告受けました、その中で助役さんも言われましたように、これからの指導を僕もしっかりと見させていただきます。ただ、町内業者さんの金額的な数字を見ますと40%弱これは本当に広陵町のことを考えその辺の中での金額を皆さん出されるその中で決まったこと、これを入札を始めからやり直すと言うようなことには私たちはできません。地元業者も優先に私たちは考えております。終わります。

議 長 他に討論ありませんか。4番議員！

4番議員 地元業者のために賛成するというのはこれはおかしいと思うんです。私たちは地元業者指名される中で適正に入札が行われることに大いに賛成をしています。どんな形でも地元業者さえ落札すればいいんだというような姿勢はこれは町民の立場から言っ
てとれないのは当然です。そこにはルールがあってしかるべきです。この入札で見ま
すとですね、倍以上の価格で入札している。あたかも指名されたけども入札に入る意
志がないというような価格あるいは逆に言えばこの入札を冒涇しているような価格で
入れています。これはなぜこういうことが起こったのか、私は様々なことが考えられ
ると思うんです。率直に業者がこの入札に対して不信感をもってこのような入札を入
れたのかあるいはまた全く意志はなかったけれども、指名されたから参加をして定価
通りの価格を入れたのかあるいは定価以上の価格になっているのか、こういうところ
がわからないわけであります。

予定価格の公表とともにこのような不真面目な入札を認めるわけにはいかないこ
うところに議会としても町民の税金を使っているわけですから地元業者育成との問
題を全体としてはらんでいる場合については、確たる姿勢で臨むべきだというように
思いますのでそういう点の指摘をしておきたいと思います。以上です。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切ります。本案について反対者がいますので、
起立により採決いたします。議案第38号を原案どおり可決することに賛成の諸君の
起立を求めます。起立多数であります。よって議案第38号は原案どおり可決されま
した。

議 長 次に、議案第39号についてを議題といたします。先ほどの委員長報告に対しまし
て質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。5番
議員！

5番議員 37号議案と同じ趣旨で反対をいたします。

議 長 他に討論ありませんか。2番議員！

2番議員 私もさっき付託されて総務委員会で色々聞かせてもらってたわけですが、若干それ

は先ほどみんなから言われてますように3社につきましては、う～んというところがあります、はっきり言いまして。これ町の人を引き立てにきやはったんかいなとか、というような感もあるわけですが、これはおそらく本音はまた来ておかないとこんど指名してもらえないというようなこともあろうかと思うんですが、助役の答弁の中でペナルティも若干考えるというようなことも言うておられましたし、今後、まじめなどいうんですか、公正なこの備品購入についても指名入札が行われるだろうということ期待いたしまして、賛成いたします。

議 長 他に討論ありませんか

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切ります。本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。議案第39号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって議案第39号は原案どおり可決されました。

議 長 次に、議案第40号についてを議題とします。先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。5番議員！

5番議員 これも同じく37号議案と同じ趣旨で反対をしたいと思います。最後に一つだけ加えさせていただきたいんですが、入札の改善については今年の2月にも一定の改善をしたということも委員会の中でお聞きしまして今後の改善もしていくという姿勢もいただいたのでそういう努力にたいしては大変評価するところですが、しかし、毎回毎回このような形で入札の問題がクローズアップされるということになりますので、一日も早い改善をですね再度予定価格の公表等再度の改善を強くお願いしまして反対いたします。

議 長 他に討論ありませんか。10番議員！

10番議員 私も37号議案の討論と同じくして賛成いたします。

議 長 他に討論ありませんか

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決いたします。本案について反対者が

ありますので、起立により採決いたします。議案第40号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって議案第40号は原案どおり可決されました。

議長 次に、議案第41号についてを議題とします。先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。5番議員！

5番議員 これも同じく予定価格が公表されていないという点で反対の一つの理由といたします。もう一つは現場職員さんの意見の反映する場を確立していくことが大変大切だと思いますのでこの点も反対といたします。これにつきましては委員会の討論の中でも委員さんの中でも誤解といいますか率直に私の方の意見受けとめていただけていない部分がありまして大変残念なんですけれども、色々な研修会の中で意見も徴収しているということでしたがやはり日々使う職員さんの意見を反映していくというルートとしてですね手続きとして今後確立していただくのが本来の姿ではないかと思えますのでこの問題点を指摘して反対したいと思います。

議長他に討論ありませんか。10番議員！

10番議員 賛成の立場で討論させていただきます。現場の話聞いてないのではないかと指摘ございましたが先ほどの委員会の中でもそれなりの形でお聞きしたということをお伺っておりますし、ただね、松野さん委員会でもおっしゃいましたが誤解とかではなしにいわゆる当然現場の調理師さんまたそういう人たちのお話は当然聞くし、またきょうびの時代ですのでやりにくいこと、また使いにくいことは黙っておられることはないと思いますが、それ以上にメーカーなりが必ずなんとしても売りたい買っただけだきたいという過酷なまでの競争意識があり日進月歩という形で改良に改良を加えて売り込みに来ているわけでございます。ただ、それが丸飲みで買うということはないわけございましていろんな角度から各メーカーなりからのいろんな資料を参考として決められたこと感じておりますので、その点今後ともいろんな備品購入に関しましては一番企業で頑張っておるまたそのメーカーなりの一つの意見も当然一番聞くべきだ、そしてまたそれと同時に現場の人たちの意見も聞いてこれは当然なこと当たり前のこと、そこへメーカーサイドから見たらすべて皆使っていただく、我々でもど

んどん違った機械を使っているわけですから、どんどん各メーカーなりからどうですか、という形使いやすいですかという形でアンケートなり多分取りに来ておりますので競争意識、原理の中でやっているわけでございますので全く信用できないということはないと私は思います。よって賛成といたします。

議 長 他に討論ありませんか。4番議員！

4番議員 予定価格の点については発言されなかったもので、今言っている問題本会議です。仕様書については設計に基づいて決めているというように答弁をいただいているわけでありまして。これは設計の段階に現場の方の意見を聞いたのかどうかという問題ですけれども本会議の答弁の中ではですね、聞いたというようにはなっていない話をし話し合いをしているというけれども、設計業者との段階における問題というのは全く述べられていないわけですから、これは現場の声が届いていないと理解して当然のことです。それを敢えて業者等の競争が激化してるからそういうことも意に含んでいるんだというような想像で青木議員は賛成意見を述べられていますがやはりこういう現場が使う場合の道具については現場で決めていくこの物はこれがいいこの物はこれがいいというのは必ずあるんです。そういうことをやはり徹底させるということが本来私たちが言う職員の意見を聞いて決める大切さの原点だと思いますので、そういうルール仕組みになっていない現状を今後改めていただいて積極的に現場の意見を反映させるようにしていただきたいというように思います。そういう点で青木議員が言うておられることは全く実態に反していることだということを明確にしておきたいと思います。

議 長 他に討論。2番議員！

2番議員 青木議員は総務委員会に入っておらないから聞いてやらへんかもわからない。私が聞いておったのはこの厨房の件につきましては、局長がね現場の人間とこれとは別に絶えずミーティングをしているんだと、ミーティングということは現場がどうしたら使い勝手がよいかとかこのことだけではなしに普段に十分しているという私は認識をしております。（4番議員「仕様書のことを言うているだけで、設計書に基づいて決めるんやで。」）設計書にミーティングのことも入っているということも言うてやる。意見は十分に活かされていると私は総務委員会でそのような認識をして、私は現場の人間の意見を十分反映されているという認識のもとで賛成いたします。

議 長 他に討論ありませんか。3番議員！

3 番議員 今のことで確認をお願いしたいと思うわけですが、今現場の方とミーティングをされているというのは、別にこの厨房設備のことに対してというのではなくて、全体的に定期的にミーティングで話されてるというふうに認識しているわけです。特に今回の厨房の問題についてその中で話し合いをされたとか設計の方にこういうふうに反映をしてくれてるんですというふうな具体的なことがありましたらお知らせください。それとないということ先ほどの本会議の中でも、委員会でもそういう話が出ておりましたので反対をさせていただきます。

議長 他に討論ありませんか

(なしの声あり)

議長 討論がないようですので討論を打ち切ります。本案について反対者がいますので、起立により採決いたします。議案第41号を原案どおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。起立多数であります。よって議案第41号は原案どおり可決されました。

議長 次に、議案第42号についてを議題とします。先ほどの委員長報告に対しまして質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないようですので質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。5番議員！

5 番議員 賛成ですけれども議論当然当たり前のことということで議論の俎上に載せて来なかったわけですが、委員会の中で委員の方のご意見といいますかお聞きしましてそれは研修の収支は報告きちっとしてるのですけれど、内容もこういう研修をしてきたということも合わせて報告されるのは当然だという議論になっていますので報告をして賛成をいたします。

議長 それでは討論を打ち切ります。採決します。議案第42号は委員長の報告どおり原案可決することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第42号は原案どおり可決されました。しばらく休憩します。

(P. M. 2 : 57 休憩)

(P. M. 3 : 14 再開)

議 長 休憩を閉じ再開します。

次に日程 1 3 番広陵町選挙管理委員会の委員の選挙を行います。本件につきましては本年 4 月 1 5 日をもって任期が満了することになりますのでそれに伴い次の委員を選挙するものであります。お諮りいたします。選挙の方法につきましては地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りします。指名方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議長より指名いたします。

住 所	氏 名	生年月日
広陵町大字三吉 6 1 7 番地	藤 井 光 雄	昭和 2 年 1 0 月 1 8 日生
広陵町大字萱野 6 7 0 番地	山 岡 靖 司	昭和 9 年 3 月 2 5 日生
広陵町大字南郷 1 2 3 9 番地	梅 田 新 七	昭和 5 年 1 2 月 5 日生
広陵町大字大塚 7 2 0 番地	後 藤 正 幸	昭和 3 年 1 月 6 日生

議 長 お諮りいたします。ただいま議長が指名いたしました方を、選挙管理委員会の委員の当選人とすることに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって選挙管理委員会の委員はただいま指名いたしましたとおり当選されました。次に日程 1 4 番広陵町選挙管理委員会委員の補充員の選挙を行います。

本件につきましては先ほどの選挙管理委員会の委員と同様、本年 4 月 1 5 日をもって任期が満了することになりますのでそれに伴い次の補充員を選挙するものであります。お諮りします。先ほどの件と同様地方自治法第 1 1 8 条第 2 項の規定により指名推薦によりたいと思いますが、これに異議ありませんか

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決しました。お諮りします。指名の方法につきましては議長において指名することにいたしたいと思

いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議長より指名いたします。

住 所	氏 名	生年月日
広陵町大字百済1314番地の4	高 垣 茂	昭和3年4月27日生
広陵町大字寺戸306番地の4	植 村 量 平	昭和17年1月6日生
広陵町大字三吉63番地の1	出 井 美 輝	昭和12年3月8日生
広陵町馬見南3丁目13番7号	秦泉寺麻夫	昭和6年11月30日生

議 長 お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会の補充員の当選人とすることに異議ありませんか。5番議員！

5番議員 異議ないわけですが、議運でも申しあげましたように意見を加えさせていただきたいと思います。委員、補充員含めましてやはりバランスとして各小学校区1人以上ということに今後検討していただきたいのとそれから女性の男女共同参画事業も進められていってる中女性の委員さんについても今後検討していただきたいことを意見として加えさせていただきたいと思います。

議 長 他に異議ありませんか。ご異議なしと認めます。よって選挙管理委員の補充員はただ今指名いたしましたとおりに当選されました。

しばらく休憩いたします。

(P. M. 3 : 20 休憩)

(P. M. 3 : 27 再開)

副 議 長 再開します。

ただいまお手元に配布しましたとおり、議長から辞職願いが出されましたので、この際日程に追加し、議長辞職の件についてを審議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副 議 長 ご異議なしと認めます。

よって議長辞職の件についてを日程に追加し、議題とします。中山君の退場を求めます。

(中山議長除斥)

副 議 長 お諮りします。この際議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長 ご異議なしと認めます。

よって議長の辞職は許可されました。

中山議員の除斥を解きます。

(旧議長入場)

副議長 この際旧議長からの辞職の言葉がございますので、しばらくご清聴ください。

旧議長 議長を退任するにあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

昨年の4月17日の臨時会におきまして、議員各位のご推挙によりまして議長職に就任をさせていただきました。この1年間皆様のご支援とご協力をいただき、大過なくその職責を果たしえ得ましたことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。

この間微力ではありましたが、明るい町政の確立と円滑な議会の運営にひたすら精進して参ったつもりであります。何分にも力及ばず皆様方のご期待に充分沿えなかったことをまことに申し訳なく思っております。

今後は私も一議員として、皆様方と共に広陵町の発展と住民福祉の増進に努力する所存でございますので、変わらぬご厚誼を賜りますようお願いいたしまして、退任のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

(拍手)

副議長 ありがとうございました。

議長が欠けましたので、この際議長の選挙を日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

副議長 ご異議なしと認めます。

よってこの際、日程に議長の選挙を追加し、直ちに議題とします。

お諮りします。議長選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦の方法によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。

はい、3番片岡さん！

3番議員 選挙でお願いしたいと思っております。

副議長 しばらく、休憩します。

(P. M. 3 : 32 休憩)

(P . M . 3 : 3 3 再開)

副 議 長 休憩を閉じ、再開します。

指名推薦の方法についてはご異議がありますので、議長選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の閉鎖をいたします。

ただいまの出席議員は、16名であります。

投票用紙の配布をさせます。(投票用紙を配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。(配布の確認をする)

投票箱の点検をさせます。(副議長、各議員に確認願う)

異常なしと認めます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて投票を願います。

点呼を願います。 局長！

局 長 山田議員、小原議員、片岡議員、寺前議員、松野議員、角谷議員、吉田議員、中山議員、山本登議員、青木議員、笹井議員、坂口議員、山本悦雄議員、松本議員、吉岡議員、出張議員。

副 議 長 投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいまより開票を行います。会議規則第30条第1項の規定により、立会人に、4番寺前君、5番松野君、6番角谷君を指名いたします。

よって諸君の立ち会いをお願いします。

(開 票)

副 議 長 選挙の結果をご報告します。

投票総数16票、そのうち有効投票16票。無効投票0票。有効投票中、出張君12票、寺前君3票。山田君1票。以上のおりであります。

なお、この選挙における法定得票数は4票であります。よって、出張君が議長に当選されました。

ただいま当選されました出張君が議場におられますので、本席から会議規則第31

条第2項の規定による告知をいたします。

新議長からごあいさつがございます。

新議長 一言お礼のご挨拶を申し上げます。

議員の皆様方多数のご推挙によりまして、議長の重責を拝受することになりました。私といたしまして、誠に光栄に存ずるところであります。そして、皆様方に衷心より感謝申し上げる次第でございます。また、その重責を痛感しているところでございます。もとより浅学菲才の私でございますので、広陵町議会のよりよき伝統を引継ながら、円満でスムーズな議会運営をはかるため微力でございますけれども懸命の努力を傾注する所存でございます。皆様方のご支援ご協力をよろしくお願いいたします。

そして、理事者の方に申し上げます、我々議会といたしましていたずらに摩擦を起こすことは避けなければなりません。しかしながら安易な妥協も許されるものではないと思います。多様化する住民のニーズに応えるべく議会と執行機関が一丸となって本町の発展を願い住民福祉の向上に努めるため職責を全うする覚悟でありますので、重ねてご支援とご協力をよろしくお願いいたしまして簡単措辞ながら就任のご挨拶といたします。

ありがとうございました。

(拍手)

副議長 ありがとうございました。議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。

新議長と交代いたします。

議長 しばらく休憩いたします。

(P. M. 3 : 45 休憩)

(P. M. 3 : 47 再開)

議長 休憩を閉じ、再開します。

ただいまお手元に配布したとおり、副議長から辞職願いが出されましたので、この際日程を追加し、副議長の辞職の件についてを審議いたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。

よってこの際副議長辞職の件についてを日程に追加し、議題とします。吉岡君の退

場を求めます。

(吉岡副議長除斥)

議 長 お諮りします。この際副議長の辞職を許可することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって副議長の辞職は許可されました。

吉岡議員の除斥を解きます。

(旧副議長入場)

議 長 この際旧副議長から辞職の言葉がございますので、演壇でお願いをいたします。

旧副議長 副議長を退任させていただくにあたりまして、一言御礼の言葉を申し上げます。

昨年の4月17日の臨時会で皆様方にご推挙をいただきまして、副議長の重責に就かせていただきましたが、その間不行き届きの点が多数あったにもかかわらず、先輩や同僚議員並びに理事者の皆さん方の温かいご協力とご指導を得まして、今日までどうにか重責を大過なく果たして参りました。ここに皆様方のご厚情に対し、厚く御礼申し上げる次第でございます。これからも、よろしくご指導ご鞭撻のほどをお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが辞任の挨拶といたします。ほんとにありがとうございました。

(拍手)

議 長 ありがとうございます。

お諮りします。副議長が欠けましたので、この際副議長の選挙を日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって副議長の選挙を日程に追加し、直ちに議題とします。

お諮りします。副議長の選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦によりたいと思いますが、これに異議ありませんか。はい、3番議員！

3番議員 選挙の方でお願いしたいと思います。

しばらく休憩します。

(P. M. 3 : 5 0 休憩)

(P. M. 3 : 5 1 再開)

議 長 休憩を閉じ、再開します。

指名推薦の方法についてはご異議がありますので、副議長選挙の方法は投票によることにいたします。

議場の閉鎖をいたします。

ただいまの出席議員は、16名であります。

投票用紙の配布をさせます。(投票用紙を配布)

投票用紙の配布もれはありませんか。(配布の確認をする)

投票箱の点検をさせます。(議長、各議員に確認願う)

異常なしと認めます。

投票は、単記無記名であります。投票用紙に被選挙人の氏名を記入のうえ、点呼に応じて投票をお願いします。

点呼をお願いします。 局長！

局 長 山田議員、小原議員、片岡議員、寺前議員、松野議員、角谷議員、吉田議員、中山議員、山本登議員、青木議員、笹井議員、坂口議員、山本悦雄議員、松本議員、吉岡議員、出張議長。

議 長 投票もれはありませんか。

投票もれなしと認めます。

投票を終了いたしました。

議場の閉鎖を解きます。

ただいまより開票を行います。会議規則第30条第1項の規定により、立会人に、7番吉田君、8番中山君、9番山本登君を指名いたします。

よって諸君の立ち会いをお願いをいたします。

(開 票)

議 長 選挙の結果をご報告します。

投票総数16票、そのうち有効投票16票、無効投票0票。有効投票中、坂口君13票、松野君3票。以上のとおりであります。

なお、この選挙における法定得票数は4票であります。よって、坂口君が副議長に当選されました。

ただいま当選されました坂口君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をいたします。

新副議長からごあいさつがございます。坂口議員！

新副議長 一言御礼のごあいさつを申し上げます。

このたび議員皆様方のご支持によりまして、副議長の要職に就任させていただきました、この上なく光栄に存じますと、同時に責任の重大さも痛感しているところでございます。副議長の仕事は議長をサポートし議長と一心同体、それと多くの町民の信託を得ておりますので、議員としての名誉ある職務の責任を果たしたい。このように考えているところでございます。今後ともよろしくご指導ご鞭撻をいただきまして、就任のご挨拶といたします。簡単ではございます。ありがとうございました。

(拍手)

議長 ありがとうございました。以上で副議長選挙は終わりました。

しばらく休憩いたします。

(P. M. 4 : 0 2 休憩)

(P. M. 4 : 3 7 再開)

議長 それでは休憩を解き、再開いたします。

次に、本町議会における紳士協定により、各常任委員会及び議会運営委員会の委員の所属変更を日程に追加したいと思いますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よってこの際日程に各常任委員会及び議会運営委員会の委員の所属変更を追加し、直ちに議題とします。

先ほど、各委員会の委員の所属について協議されましたので、その結果について事務局長より報告させます。局長！

局長 総務文教委員会委員に小原議員、松野議員、青木議員、笹井議員、坂口議員、吉岡議員でございます。

厚生委員会委員に山田議員、片岡議員、中山議員、山本登議員、出張議員。

それから、産業建設委員会委員に寺前議員、角谷議員、吉田議員、山本悦雄議員、松本議員。

議会運営委員会委員に山田議員、小原議員、松野議員、青木議員、吉岡議員、吉田議員。以上でございます。

議長 ただいまの報告のとおり決定することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、各委員会の委員の所属は報告のとおりと決定いたしました。

なお、各委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど所属別に協議されましたので、その結果を事務局長より報告させます。局長！

局長 総務文教委員会委員長に笹井議員、副委員長に松野議員。

厚生委員会委員長に山本登議員、副委員長に片岡議員。

産業建設委員会委員長に角谷議員、副委員長に寺前議員。

議会運営委員会委員長に青木議員、副委員長に小原議員。

以上でございます。

議長 以上のとおりであります。

次に、先ほどの休憩中に協議していただきました委員会の委員について、事務局長から報告させます。局長！

局長 広報編集委員会の委員長には、坂口副議長でございます。副委員長に山本登議員。

各委員につきましては、片岡議員、角谷議員、山本悦雄議員、吉岡議員以上でございます。

それから消防委員会の委員につきましては、小原議員、寺前議員、山本悦雄議員、吉岡議員。以上でございます。

議長 以上のとおりであります。

次に日程15番、議案第43号、広陵町監査委員の選任につき同意を求めることについてを議題とします。

山本悦雄議員を除斥いたします。

(山本悦雄議員除斥)

議長 朗読させます。局長！

局長 朗読。

議長 本案について説明願います。町長！

町長 提案説明をさせていただきます。

議案第43号広陵町監査委員の選任につきまして、ご説明をさせていただきます。今回提案させていただきます山本悦雄氏は、議会選出の監査委員でございます。どうかよろしく同意を賜りますようお願いいたしまして、提案説明とさせていただきます。

議長 これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。討論ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので、討論を打ち切り採決します。

議案第43号を原案どおり同意することに異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 ご異議なしと認めます。よって議案第43号は原案どおり同意されました。

山本悦雄議員の除斥を解きます。

(山本悦雄議員入場)

議 長 次に日程16番議員提出議案第7号ごみ問題特別委員会設置に関する決議については、青木君から提出され所定の賛成者がありますので、これより議題とします。

朗読させます。局長！

局 長 朗読。

議 長 本案につきまして提案主旨の説明をお願いいたします。青木君！

10番議員 新議長のお許しを得ましたので提案説明をさせていただきます。ごみ問題特別委員会設置に関する決議について、昨年6月26日にごみ特別委員会設置に関する決議を出し議員各位の賛同を得まして委員会を設置いたしました。その間新候補地への早期実現の推進やごみの減量問題、そして、処理施設工場への視察研修など調査研究を実施してまいりました。委員会としては、計9回の会議を開き慎重に審議し3月8日の議会最終日には町長に対して7項目に渡る提言書の提出もいたしました。しかしながら、早期に新処理施設の建設を実現するには多難な諸問題が山積しており今後も引き続き特別委員会を設置することを要望いたします。以上、決議をいたします。議員各位のご賛同を賜りますことをお願いいたします。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないようですので、質疑を打ち切り討論に入ります。4番議員！

4番議員 広陵町のもっとも重要な課題の一つであるごみ処理場建設問題についてですね、特別委員会は先般委員長の報告どおり決議をしています。その決議については再三言っていますので省かせていただきますけれども、早期の解決の目途をたてる点は一刻も

猶予を許さないところにきています。特別委員会を早期に開いていただき町の動き町のやり方のチェックとともに特別委員会として独自に研究勉強していただくことを強く要望しておきます。

議 長 他にありませんか。

(なしの声あり)

議 長 討論がないようですので討論を打ち切り、採決します。

議員提出議案第7号は原案どおり決議することに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって議員提出議案第7号は原案どおり決議されました。

お諮りします。ただ今設置されましたごみ問題特別委員会の委員の選任については議長より指名いたしたいと存じますが、これに異議ありませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。それでは私より指名いたします。小原議員、片岡議員、角谷議員、吉岡議員、青木議員、吉田議員、笹井議員、山本悦雄議員、以上であります。このように選任することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。よってただ今のとおり選任することに決定しました。

先ほど設置されました特別委員会の委員長及び副委員長であります。先ほど委員より互選されました結果委員長には、吉岡議員、副委員長には、小原議員と決定されましたのでご報告いたします。

議 長 以上で、本日の議事日程並びに本臨時議会に附議されました事件は終了いたしましたので、会議を閉じます。

平成13年第2回臨時会をこれにて閉会いたします。

(P. M. 4 : 5 0 閉会)

以上、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証し、ここに署名する。

平成13年4月16日

広陵町議会議長 出張光男

署名委員 松本政治

署名委員 吉岡章男